

## 子ども家庭支援センターの取組について

### ○虐待の対策について

子ども家庭支援センターでは、児童虐待の早期発見・早期対応に向けて教育委員会が取り組む「西東京ルール」に基づく統一的な対応を受け、要保護児童対策地域協議会において個別ケースの検討を行うほか、教育委員会と連携し、研修の実施、情報の共有、児童・生徒や保護者への啓発などを行っている。

要保護児童対策地域協議会は、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成された協議会である。西東京市では、平成19年4月に設置され、子ども家庭支援センターを調整機関として、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議などを通じて、児童相談所や学校をはじめとする関係行政機関等との連携強化を図っている。

### 《平成30年度の要保護児童対策地域協議会の活動》

#### 1 研修

- ・ 虐待防止支援員養成講座及びテーマ別研修の継続実施

#### 2 “顔の見える関係”強化・再構築

- ・ 実務者会議（部会）による定期的な情報共有
- ・ 個別ケース検討会議の充実
- ・ 教育委員会や学校が開催する研修会や授業への参加・支援

#### 3 啓発・周知

- ・ 啓発カードやチラシの作成、児童・生徒や保護者への配布
- ・ 地域へ出向く講座の実施
- ・ ホームページの活用
- ・ 巡回支援チームによる市内私立中学校・高等学校、地域活動支援団体等への訪問啓発

### ○切れ目のない支援の充実について（平成30年度の取組）

#### 1 子ども相談支援あり方検討会における庁内検討

- ・ 支援の切れ目について課題の共有
- ・ 相談支援情報の蓄積と活用の検討

#### 2 要保護児童対策地域協議会の活用

- ・ 特定妊婦・乳幼児の支援情報の共有を充実
- ・ 小学校入学児童への支援を継続するための情報連携の充実